

第五十六号議案

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十六万四千円」を「八十七万三千円」に改め、同条第二項中「五十二万四千円」を「五十三万円」に、「四十三万円」を「四十三万五千円」に改める。

第三条第一項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都人事委員会委員の給与等に関する条例第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都人事委員会委員の給料等の額を改定するほか、旅費及び費用弁償に係る規定を改める必要がある。